

施設基準および保険外負担等に関するお知らせ

厚生労働大臣が定める掲示事項および調剤報酬上の施設基準

当薬局では、患者様により適切な薬学的管理および質の高いDX医療を提供するため、厚生労働省の定める施設基準に基づき、以下の通り届出および運営を行っております。また、患者様のご希望に基づくサービス等に関する保険外負担につきましても、あわせて掲示いたします。

1. 調剤報酬上の施設基準について

■ 厚生局への届出事項に関する事項

別紙の通り調剤点数表に基づき 算定項目の施設基準を満たし、届出しております。

2. 調剤管理料及び服薬管理指導料の算定について

当薬局では、法令等に基づき、調剤管理料及び服薬管理指導料を適切に算定し、以下の薬学的管理を行っています。

適切な情報管理と分析

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、および過去の薬剤服用歴等に基づき、処方されたお薬の薬学的分析および評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への正確な記録や必要な薬学的管理を行っています。

安全確認と分かりやすい情報提供

患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書（お薬の説明書）により必要な情報を提供し、薬剤の安全な服用に関し、基本的な説明を行っています。

最適な服薬支援

薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまやご家族等と対話することにより、服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報をきめ細かく収集し、処方されたお薬が適正に使用されるために必要な服薬指導を行っています。

施設基準および保険外負担等に関するお知らせ（続き）

3. 保険外負担に関する事項（患者様のご希望に基づくサービス等）

患者さまのご要望に基づく以下の実費相当分サービスにつきましては、保険外負担として患者さまに実費のご負担をお願いしております。

ご要望によるサービス等の項目患者様実費負担額（税込）

患者さまの希望に基づくお薬の一包化（1～7日分以上） **1日分ごとに100円**

患者さまの希望に基づくお薬の一包化（15日分以上） **一律1,850円**

実費相当（別途算出）

患者さまの希望に基づく水薬又は軟膏薬のポリ容器追加交付 **サイズ毎50～300円**

4. 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）が存在する先発医薬品（長期収載品）のご利用にあたり、患者様ご自身の意思やご希望により先発医薬品をご指定された場合には、通常の保険自己負担に加えて、先発医薬品と後発医薬品の差額の2分の1相当分（選定療養費）を別途実費として患者様にご負担いただくことになります。

（※医療上、先発医薬品を継続する特別な理由があると医師が判断した場合を除きます）

5. 「調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、窓口でのご負担金がない場合も含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出下さい。

ご不明な点やご質問などがございましたら、どうぞお気軽に当薬局の薬剤師までご相談ください。

サン薬局

株式会社 関西メディコ

掲示日: 2026年6月10日